

霧島市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に関するキャンセルポリシー

本市では、霧島市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を公平かつ円滑にご利用いただくため、こども家庭庁が示す「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」に基づき、以下のとおりキャンセルポリシーを策定しました。なお、保育施設等が独自で利用料にかかるキャンセルポリシーを定めている場合は、保育施設等のキャンセルポリシーが優先されますので、ご注意ください。

- 1 「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて、保育施設等へ利用予約が完了した時点から、本キャンセルポリシーの対象となります。
- 2 利用日を変更したい場合又は利用をキャンセルする場合は、できるだけ速やかに保育施設等に連絡してください。
- 3 無断キャンセル又は利用予定前日の 17 時以後にキャンセルの連絡をした場合、利用予約した時間を利用可能時間（月上限 10 時間）から差し引きます。なお、保育施設等が定める規定等により利用予約した時間の利用料をお支払いいただくことがあります。
- 4 次のいずれかに該当する場合は利用できず、キャンセルとなります。利用する保育施設等に速やかに連絡してください。なお、本規定に基づきキャンセルする場合の利用料は発生しませんが、利用可能時間の取扱いは上記 3 に準じます。
 - (1) 利用するお子さんに利用予定前日に発熱があった場合
 - (2) 利用するお子さんが利用予定日に発熱及び体調の崩れ等がある場合
 - (3) 利用するお子さんのご家族が感染症にかかっている場合
- 5 利用料の算定については、次のとおりです。
 - (1) 利用料は予約時間で算定しますので利用開始時刻に遅れた場合や、体調不良等でお迎えの時刻が早まった場合でも原則として利用料の変更はありません。
 - (2) 利用終了予定時刻を超過して利用した場合は、利用予約した時間とは別に超過した時間を 1 時間単位で利用したものとみなし、追加の利用料が発生し、かつ、利用可能時間（月上限 10 時間）から差し引きます。なお、当該月の利用可能時間（月上限 10 時間）を超えた場合、利用者負担額 1 時間当たり 0 歳児 1,300 円、1 歳児 1,100 円、2 歳児 900 円を加えた金額を保育施設等にお支払いください。
 - (3) 給食代等の実費徴収分については、利用料とは別に保育施設等の規定に基づきお支払いください。

※「利用予定前日」とは、保育施設等開所日のうち、1 開所日前の日をいいます。例えば、月曜日から土曜日に開所している場合、月曜日の利用予定前日は、前週の土曜日となります。